第３４回釧路地方裁判所地方裁判所委員会議事概要

議　題　「釧路地方裁判所における裁判員裁判の実施状況」

１　開催日時

平成２９年７月１０日（月）午後１時３０分から午後３時３０分まで

２　開催場所

釧路地方裁判所５階第１会議室

３　出席者等

⑴　委員

石井康司，工藤誠，齋藤道俊，島信夫，須賀康太郎，登石郁朗，野村宏，檜森重樹，平山栄嗣（５０音順・敬称略）

⑵　裁判所（説明者）

小林謙介（刑事部総括判事），岡田毅（判事補），佐々木克巳（刑事首席書記官），立花博之（地方裁判所事務局長）

⑶　庶務

石田正人（地方裁判所事務局総務課長），新井啓介（地方裁判所事務局総務課課長補佐），水島康雅（地方裁判所事務局総務課庶務係長）

４　議事概要

⑴　新委員紹介及び挨拶

新たに地方裁判所委員会委員を委嘱された委員が委員会庶務から紹介され，挨拶をした。

⑵　釧路地方裁判所地方裁判所委員会委員の委員名簿を裁判所ウェブサイトに掲載することについて，全会一致により承認を得た。

⑶　裁判所からの説明など

ア　裁判員裁判の運用状況について

裁判所から裁判員裁判の概要，釧路地方裁判所におけるこれまでの裁判員

裁判の実施状況及び裁判員候補者名簿に登載する人数の推移について説明を行い，質疑応答を行った（質疑応答の要旨は，別紙「発言要旨」のとおり）。

イ　施設見学

候補者待機室（待合室），質問手続室，裁判員裁判法廷及び評議室の見学を行い，感想及び意見を伺った（感想及び意見の要旨は，別紙「発言要旨」のとおり）。

ウ　裁判員等選任手続における運用の実情と課題について

裁判所から裁判員等選任手続における運用の実情と課題について説明を行い，意見交換を行った（意見交換の要旨は，別紙「発言要旨」のとおり）。

⑷　次回開催日時及び議題

平成３０年２月９日（金）午後１時３０分から午後３時３０分まで

議題　女性職員の活躍について

（家庭裁判所委員会と合同開催）

（別　紙）

発言要旨

【裁判員裁判の運用状況についての質疑応答】

委　員：　釧路地方裁判所管内における裁判員裁判事件の裁判員候補者の選定等の状況について，釧路，根室，帯広，網走及び北見のほかに，管轄外からの選定があるとあったが，この管轄外とは，どこに住んでいる方を指しているのか。

説明者：　管轄外とは，裁判員候補者名簿を作成したときは，釧路地方裁判所管内に住んでいたが，対象事件の起訴後，裁判員候補者名簿からくじで選ばれて裁判員候補者として選定されたときには，釧路地方裁判所の管轄外に転居していた方を示している。

　このような方は，釧路地方裁判所管内に住んでいなくても，釧路地方裁判所において裁判員となることができるが，遠方に居住しているという理由で辞退が認められることもある。

【施設見学の感想，意見】

委　員：　評議室で話をするときは，同じ立場の裁判員が他にいることから，自分の意見等を言いやすいが，質問手続室では，一人ずつ入るので，堅い雰囲気の中で自分の話をすることは，辛いのではないかと感じた。

委　員：　私も，質問手続室には，すごい威圧感を感じた。

説明者：　裁判所としても，裁判員候補者が辞退したいと考えていても，質問手続室では，辞退したいと言うことができない方がいるのではないかと思うことがある。

　そのため，裁判所では，裁判員候補者から事前に提出された質問票に，例えば病気等の記載があり，類型的に裁判所に来ていただくことに支障があるのではないかと考えられる場合には，裁判員係から電話で問合せをし，支障の有無について確認している。

　それでも，質問手続室で，裁判員になることに支障はないかと伺うと，

実は支障はあるが，裁判所から呼ばれたのだから裁判所に来ないと失礼だと思ったと言う方がいた。

このようなことから，裁判所も，裁判員候補者の希望や事情をどのように聞いていくかを検討し，裁判員候補者の方の事情等をよく念頭におきながら確認を行っている。

委員長：　裁判所としては，質問手続を行うに当たって，裁判員候補者の方が緊張しないよう話しやすいように配慮している。

【裁判員等選任手続における運用の実情と課題についての意見交換】

委員長：　釧路地方裁判所は，管轄面積の広さが全国一であり，遠隔地から釧路へ出向いてくる裁判員候補者もいることから，裁判員候補者になられた方の負担という点で，検討が必要なことはないか。

委　員：　裁判員裁判は，釧路地方裁判所本庁でしかできないのか。

委員長：　裁判員裁判を行う裁判所は，法規で決まっており，釧路管内の支部では行うことができず，釧路地方裁判所本庁のみとなっている。

委　員：　裁判員や弁護人の負担を考えることが必要であると思う。

十勝方面から釧路までは遠隔地ではあるが，鉄道があることから選定人数と出頭者数の比率がほぼ同様となっていると思うが，網走及び北見方面は，交通の便が悪いことから，出頭者数が選定人数より少なくなっているのではないかと感じた。

これを解決する方法としては，遠隔地であれば日当を増やすという方法も考えられるが，なかなか難しいと思う。

やはり，釧路地方裁判所の管轄が全国一広いという点が問題かと思う。

委員長：　農業に従事されている方は，遠隔地の方もおり，季節によっても負担や不安に違いがあると思うが，一定の期間，裁判員になることの負担は，大きいものか。

委　員：　農業の職種によって違いがあると思う。畜産では，毎日家畜の世話があり，個人経営の場合，裁判員裁判で４日間，不在にするのは辛いと思

う。

一方，畑作では，季節により作業が集中することから，秋から春ならそのぐらいの期間であれば大丈夫かと思う。

委員長：　漁業や水産関係の方も同じことが言えると思うが，同様に負担は大きいものか。

委　員：　水産業も農業と同じく業種の幅が広い。生産者，流通業者及び加工業者の大きく３つがあり，それぞれ異なるところがある。

例えば，釧路の盛漁期は，８月から１１月だが，この時期は猫の手も借りたい状況で，アルバイトも多く雇っている。一方で，自由が利く期間もあることから，そのバランスがあるかと思う。

裁判員候補者の辞退率との関係で，先ほど実際に裁判員になった方の９４パーセントが，貴重な体験だったとか裁判員になって良かったとアンケートで回答しているという話があったが，企業側にもそういう点をＰＲすることが大事なのではないかと思う。

水産業においても，大小さまざまな業者がいるが，各企業が意識を高め，積極的に裁判員に参加するように勧めるようにするのが，一つの方法ではないかと思う。

委員長：　遠隔地に限らず，個人で事業をされている方や会社勤めをされている方についてもそれぞれの事情があると思うが，負担感や不安感はどのようなものを持たれているか。

委　員：　釧路地方裁判所の管内は広く，鉄道やバスがあればよいが，高齢化が進む中で，北見方面から車で来るのは大変だと思う。

私の仕事柄，営業的に考えると，裁判員候補者について，この職業は，何月から何月までの間は出頭しやすいなどといったデータの登録ができればよいと思うが，そのようなことは難しいと思う。

例えば，人口減や高齢化への対応から，遠隔医療等が行われており，裁判では単純にテレビでやることはできないのかもしれないが，機器も

進歩していることから，もう少し遠隔で行う方法を研究していくのも良いのではないかと感じた。

委　員：　負担感の解消という意味では，どうしようもないところがあるのではないかと思う。

例えば，低収入の人への援助はできるかもしれないが，交通の便が悪い方については，遠隔地の方に車で迎えを出すなどの方法は，現実的には難しいと思う。

先ほど委員から話があったが，勤め人であれば企業，自営業者であれば組合等に所属していると思うが，そのような企業，組合等に対して，裁判員候補者に選定された場合は，積極的に送り出すという意識付けを行っていくのが良いのではないか。

裁判員裁判が始まった当初は，社会的関心もあり，一定の企業であれば，社内規定で裁判員候補者になった場合の休暇制度を作っていると思う。私の会社においても，休暇制度が作られ，これまでに２人，裁判員になった社員がいると聞いているが，この休暇制度を作ることを広めていく必要があると思う。また，そのような制度を作った企業であっても，制度を利用していないという状況があるかもしれない。そのような意味からも，ＰＲしていくことが重要だと思う。

最高裁判所が全国で行ったアンケート調査結果によると，裁判員裁判の審理期間が３日までなら参加できるという人が７２パーセントとなっている。

釧路地方裁判所での平均審理期間は４日であり，全国的に見ても長くはないと思うので，交通の便が悪く参加しにくいというハードルがあるのであれば，釧路地方裁判所の平均審理期間が４日であり，負担も少ないということをアピールする方法もあるのではないか。

委員長：　弁護士の立場から，出席されている委員の方へお聴きになりたいことや御意見などはあるか。

委　員：　裁判員裁判については，弁護士会としても，積極的に推進しており，一般の方々の社会常識を広く裁判に反映させるということと，国民に主権者として司法に参加していただくということから，しっかり定着してほしいと思っている。

また，裁判所の広報誌を見たところ，裁判官も，裁判員から意見を聞いて非常に勉強になっているとあり，非常に良い制度であると評価されていることから，ますますこの制度が利用されていってほしいと思う。

また，予算等で厳しい面があるかもしれないが，帯広や北見等の各地で裁判員裁判が行われるようになると，より参加しやすくなり，それが理想なのではないかと思う。

以　上